

聖籠町とJAPANサッカーサッカーカレッジとの 包括的連携に関する協定書

聖籠町（以下「甲」という。）と学校法人国際総合学園JAPANサッカーカレッジ（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、双方の資源を有効に活用した協働の取組を推進することにより、活力ある豊かな地域社会の発展及び町民福祉の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

（1）スポーツ振興及び健康増進に関すること

幅広い年代に対して、イベントやプログラムを通じてスポーツを楽しむ機会を提供し、健康増進、健康寿命延伸に貢献する。

（2）学校と地域との連携に関すること

学校と地域が交流する機会を創出し、相互の活動において連携・協力する。また、学校と地域が協働するプロジェクトに取り組み、課題の解決に寄与する。

（3）青少年の健全育成に関すること

スポーツイベントやプログラムの提供、学校教育施策への協力を通じて、青少年の道徳心や社会性、心身の育成に貢献する。

（4）高齢者や福祉、子育て世代に関すること

高齢者や福祉、子育て世代などの問題に対する町の施策やニーズに協力する。また、スポーツやコミュニティ活動を創出し、心身の健全な発達に貢献する。

（5）地域の活性化、まちづくりに関すること

イベントなど地域活性化に関する相互の活動において連携・協力し、賑わいを創出する。また、地域と学校とのコミュニティの結束を強め、まちづくりに寄与する。

（6）その他、第1条に規定する目的を達成するため、相互に連携・協力することが必要な事項

2 甲及び乙は、前項に定める連携事項を効果的に推進するため、必要に応じ協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙合意の上決定する。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から5年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれかから書面による解除の申し出がないときは、同一内容で更に1年間継続し、以後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各々1通を保有するものとする。

令和5年12月6日

甲

新潟県聖籠町
聖籠町長

乙

学校法人国際総合学園
JAPANサッカーカレッジ
学校長

西脇道夫

中本 勉